

ANNEX

船舶バラスト水及び沈殿物の管制及び管理のための国際条約案
(仮訳)

条約の締約国は、

1982年の国連海洋法条約（UNCLOS）第196条が、“いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における技術の利用に起因する海洋環境の汚染及び海洋環境の特定の部分に重大かつ有害な変化をもたらすおそれのある外来種又は新種の当該部分への導入（意図的であるか否を問わない。）を防止し、軽減し及び規制するために必要なすべての措置をとる。”と規定していることを想起し、

生物多様性に関する条約（CBD）の目的並びに船舶バラスト水経由の有害水生生物及び病原体の移動及び侵入が生物多様性の保存及び持続可能な利用に脅威となっていることに加えて、海洋及び沿岸生態系の保存及び持続可能な利用に関する1998年CBD締約国会議（COP4）の決定IV/5、また、侵入種に関する指針を含む、生態系、生息地又は種に脅威となる異国種に関する2002年CBD締約国会議（COP6）の決定VI/23を銘記し、

1992年国連環境開発会議（UNCED）が、国際海事機関（機関）に対し、バラスト水排出に関する適切な規則採択の審議を要求したことを銘記し、

環境及び開発に係るリオ宣言第15原則に述べられていて、1995年9月15日に機関の海洋環境保護委員会MEPCで採択の決議MEPC 67/(37)で引用されている予防的措置に留意し、

2002年の持続可能な開発に関する世界サミットが、その実施計画第34(b)項において、バラスト水内の侵略異国種を取り扱う方策の開発を加速するため、あらゆるレベルでの措置を求めていることに留意し、

船舶からのバラスト水及び沈殿物の無制御排出が、有害水生生物及び病原体の移動をもたらし、環境、公衆衛生、財産又は資源への、危害又は損傷の原因となっていることを意識し、

機関が、有害水生生物及び病原体の移動問題を取り扱うことを目的として採択した1993年のA.774(18)及び1997年のA.868(20)両総会決議を通じて、この問題に重要性を置いていることを認識し、

いくつかの国々において、船舶の入港に伴う有害水生生物及び病原体侵入の危険性の防止、最小化及び最終的除去の観点から、片務的措置がとられていること、また、世界的関心事となっているこの問題が、規則の効果的履行と統一解釈のためのガイドラインを伴った、地球規模で適用される規則に基づいた措置を要求していることを認識し、

有害水生生物及び病原体移動の継続的な防止及び最小化並びに最終的除去となる、より安全かつ効果的のバラスト水管理選択肢開発の継続を強く**望み**、

船舶バラスト水及び沈殿物の管制及び管理を通じて、有害水生生物及び病原体移動により発生する環境、人間の健康、財産及び資源への危険性について、防止、最小化及び最終的除去することに加え、当該制御による好ましくない側面影響を回避し、関連知識及び技術の開発について奨励することを**決意**して、

これらの目的が、船舶バラスト水及び沈殿物の管制及び管理のための国際条約の締結により、最良に達成されることを**考慮**して、

下記のとおり**協定**した。

第1条 定義

条約の適用上、別段の明白な規定がない限り、以下のように定義する。

- 1 “主管庁”とは、その権限の下で船舶が運航している国の政府をいう。いずれかの国を旗国とする船舶に関しては、主管庁は、その国の政府とする。沿岸国が天然資源の探査及び開発を目的とした主権的権利を行使する当該沿岸国の海岸に接続する海底及びその下層土の探査及び開発に従事する浮いているプラットフォームに関しては、浮いている貯蔵設備（**FSUs**）及び揚荷設備（**FPSOs**）を含め、主管庁は当該沿岸国の政府とする。
- 2 “バラスト水”とは、船舶の、トリム、傾斜、喫水、安定性又は強度を制御するために、浮遊物質と共に取り入れられた水をいう。
- 3 “バラスト水管理”とは、バラスト水及び沈殿物内の有害水生生物及び病原体の、殺滅、除去、無害化あるいは取り入れ又は排出回避のための、機械的、物理的、化学的及び生物学的プロセスの、単独又は組み合わせのことをいう。
- 4 “証書”とは、国際バラスト水管理証書をいう。
- 5 “委員会”とは、機関の海洋環境保護委員会をいう。
- 6 “条約”とは、船舶バラスト水及び沈殿物の管制及び管理のための国際条約をいう。
- 7 “総トン数”とは、**1969**年の船舶のトン数の測度に関する国際条約の附属書 I 又はいかなる後継の条約に記載のトン数測度に従って計算された総トン数をいう。
- 8 “有害水生生物及び病原体”とは、河口を含む海域又は清水路に侵入した

場合、環境、人間の健康、財産又は資源に障害となり、生物の多様性を阻害し、あるいは当該区域の有効な利用を妨げる可能性のある水生生物又は病原体をいう。

- 9 “機関”とは、国際海事機関（**IMO**）をいう。
- 10 “事務局長”とは、機関の事務局長をいう。
- 11 “沈殿物”とは、船舶内のバラスト水から沈殿したものをいう。
- 12 “船舶”とは、潜水艦、**floating craft**、浮いているプラットフォーム、**FSUs** 及び **FPSOs** を含む、海洋環境で運航されているあらゆるタイプのものをいう。

第2条 一般的義務

- 1 船舶バラスト水及び沈殿物の管制及び管理を通じ、有害水生生物及び病原体の移動を防止、最小化及び最終的除去するため、条約締約国は、条約及び関連附属書の規定に十分かつ完全な効力を与える義務を負う。
- 2 附属書は、条約に不可欠な部分を形成している。他に別段の明白な規定がない限り、条約の引用には、附属書の引用も含まれる。
- 3 条約においては、締約国が、国際法に矛盾せず、他の締約国と単独又は共同で、船舶バラスト水及び沈殿物の規制及び管理を通じ、有害水生生物及び病原体の移動を防止、減少又は除去することについて、より厳しい方策をとることを妨げるものと解釈すべきものは何もない。
- 4 締約国は、条約の効果的な履行、遵守及び施行のための協力に努力しなければならない。
- 5 締約国は、船舶バラスト水及び沈殿物の規制及び管理を通じ、有害水生生物及び病原体の移動を防止、減少及び最終的除去するための、バラスト水管理及び基準の作成の続行を促進する義務を負う。
- 6 条約に措置を講ずる締約国は、自国又は他の国々の、環境、人間の健康、財産又は資源に対し、阻害又は傷害とならないよう努力しなければならない。
- 7 締約国は、この条約への応諾のために用いられるバラスト水管理の手法については、自国又は他の国々の、環境、人間の健康、財産又は資源に対する防止よりも大きな危害とならないことを確保しなければならない。
- 8 締約国は、自国旗を掲げる権利を有し、かつ、条約が適用される船舶に対し、実行可能な限り、機関により策定された勧告の適切な実施促進を含め、潜在的に有害な、水生生物及び病原体並びに当該生物を包含する沈殿物を伴

ったバラスト水の取入れを回避するよう奨励しなければならない。

- 9 締約国は、機関の後援の下に、バラスト水管理に関する国家管轄限界を越えた区域における、敏感、脆弱又は危険の迫っている海洋生態系及び生物多様性への脅威及び危険への対処のために努力しなければならない。

第3条 適用

- 1 条約において他に別段の明白な規定がない限り、条約は、以下のいずれの船舶にも適用される。
- (a) 締約国旗を掲げる権利を有する船舶
 - (b) 締約国旗を掲げる権利はないが、締約国の権限の下に運航される船舶
- 2 条約は、以下のいずれの場合にも適用されない。
- (a) バラスト水を運搬するように設計又は建造されていない船舶
 - (b) 一締約国管轄下水域内を運航する当該締約国の船舶
ただし、当該締約国が、当該船舶からのバラスト水排出について、自国、隣接国又は他の国々の環境、人間の健康、財産又は資源への阻害又は傷害となると決定する場合を除く。
 - (c) 一締約国の当該除外の公認に従って、当該締約国管轄下水域内を運航する他の締約国の船舶
ただし、締約国は、そうすることが、自国、隣接又は他の国々の環境、人間の健康、財産又は資源への阻害又は傷害となるのであれば、公認してはならない。当該公認を付与しないいかなる締約国も、関係船舶の主官庁に対し、関係船舶に条約が適用されることを通知しなければならない。
 - (d) 副項 (c) に従って除外が許可されない船舶を除いて、一締約国管轄下水域内及び公海のみを運航する船舶
ただし、当該締約国が、当該船舶からのバラスト水排出について、隣接又は他の国々の環境、人間の健康、財産又は資源に対し、阻害又は傷害となると決定した場合を除く。
 - (e) 締約国が所有もしくは運航するいかなる軍艦、補助艦艇、又はさしあたって政府の非営利サービスに従事している他の船舶
しかしながら、各締約国は、自国が所有又は運航する当該船舶の運航又は運航能力を阻害しない適切な方策を採用し、当該船舶が、合理的かつ実行可能である限り、この条約に矛盾しない方法で行動することを確保しなければならない。

(f) 非排出条件下の、船内密封タンク内恒久的バラスト水

- 3 締約国は、条約の非締約国の船舶について、より有利な措置を与えないことを確保する必要があるならば、当該船舶に対し、この条約要件を適用しなければならない。

第4条 船舶バラスト水及び沈殿物を通じた有害水生生物及び病原体移動の管制

- 1 各締約国は、この条約が適用され、かつ、締約国の権限の下に同国の国旗を掲げる権利を有する船舶に対し、附属書内の適用基準及び要件を含み、この条約において明確になっている要件の遵守を要求しなければならない。また、これらの船舶によるこれらの要件遵守確保のための効果的方策を講じなければならない。
- 2 各締約国は、締約国特有の状況及び能力に留意して、締約国の管轄下にある港湾及び水域における、この条約の目的に応じこの目的の達成を促進するバラスト水管理のための国家の政策、戦略及び計画を策定しなければならない。

第5条 沈殿物受入施設

- 1 各締約国は、バラストタンクの清掃又は修理作業が発生する、当該締約国に指定された港及びターミナル内に、機関により策定されたガイドラインを考慮した、沈殿物受入のための適切な受入施設を持つことを確保する義務を有する。当該受入施設については、船舶に不当な遅延を生ずることなく運用でき、また、自国又は他の国々の、環境、人間の健康、財産又は資源に対し、阻害又は傷害とならない安全な沈殿物処理を提供するものでなければならない。
- 2 各締約国は、本条第 1 項の下に提供される受入施設が不適切なものであることが申し立てられたすべての場合について、他の関係締約国への情報伝達のため、機関に通報しなければならない。

第6条 科学的かつ技術的な調査及び監視

- 1 締約国は、単独又は共同で、以下について努力しなければならない。
- (a) バラスト水管理に関する科学的かつ技術的調査の促進及び助長
 - (b) 締約国管理下水域におけるバラスト水管理効果の監視

当該調査及び監視には、効果の観察、測定、サンプリング、評価及び分析並

びに科学技術又は方法論の悪影響に加え、船舶バラスト水を通じた移送が確認されている生物及び病原体により生じたいかなる悪影響をも含まなければならない。

2 各締約国は、この条約の目的促進のため、以下の関連情報を要請する他の締約国に対し、その入手が可能となるように努めなければならない。

(a) バラスト水管理に関連して着手されている、科学及び技術プログラム並びに技術方策

(b) 監視及び評価プログラムから推測されるバラスト水管理の効果

第7条 検査及び証明

1 各締約国は、当該締約国旗を掲げるか、又は同国権限の下に運航されていて検査及び証明を条件とする当該締約国の船舶については、附属書の規則に従って検査及び証明することを確保しなければならない。

2 第2.3条及び附属書C節に従って追加方策を実施する締約国は、その他の締約国に対し、船舶の追加検査及び証明を要求してはならない。また、当該船舶の主官庁についても、その他の締約国が課す追加検査及び証明の義務を負わされることもない。このような追加方策の立証は、当該追加方策を実施する締約国の責任となり、また、船舶に不当な遅延を生じさせてはならない。

第8条 違反

1 この条約要件へのいかなる違反も禁止されなければならない。また、違反が行われた場所を問わず、当該船舶に係する主官庁の法の下に処罰できる措置が確立されなければならない。当該主官庁は、このような違反の情報を入手した場合、その件を調査しなければならない。また、摘発違反について、報告締約国に対し追加証拠の提供を要求することができる。当該主官庁が、当該摘発違反について手続きを進めるのに十分な証拠が入手可能と確信する場合、当該主官庁の法に従って、可及的速やかに手続きをとらなければならない。当該主官庁は、とられたいかなる措置についても、速やかに、違反摘発を報告した締約国にはもちろん、機関にも報告しなければならない。当該主官庁は、当該違反情報を受け取った後1年以内にいかなる措置もとらなかった場合、違反摘発を報告した締約国に対し、その旨を通告しなければならない。

2 この条約締約国の管轄内においては、いかなる条約要件への違反も禁止されなければならない。また、締約国の法の下に処罰できる措置が確立されなければならない。当該締約国は、違反発生時にはいつでも、以下のいずれかの措置をとらなければならない。

- (a) 自国法に従い、手続きをとること。
 - (b) 違反船舶の主官庁に対し、当該締約国が所有する違反発生の情報及び証拠を提供すること。
- 3 本条に従って、一締約国の法により規定された制裁措置については、この条約への違反をどこにおいても思い止まらせるのに十分な、厳しいものでなければならない。

第9条 船舶の点検

- 1 この条約適用船舶は、その他の締約国のいかなる港又は沖合係留施設においても、当該船舶がこの条約を遵守しているかどうかを決定することを目的とした、当該締約国から正式に権限を与えられた職員による点検に従うものとする。当該点検については、本条第2項に規定されているものを除き、以下のものに限られる。
- (a) 有効な証書が船内にあることの確認。当該証書が有効な場合、容認されなければならない。及び
 - (b) バラスト水記録簿の点検。及び/又は
 - (c) 機関により策定されたガイドラインに従って実施された船舶バラスト水のサンプリング。しかしながら、サンプル分析に必要な時間を、船舶の運航、移動及び出港に不当な遅延を生ずる根拠として用いてはならない。
- 2 船舶が有効な証書を所持していないか、又は以下のいずれかについて信ずるに足る明確な根拠がある場合には、より詳細な点検を実施することができる。
- (a) 当該船舶及びその設備が、当該証書の明細に実質的に一致していない場合
 - (b) 船長又は乗組員が、バラスト水管理船内手順について熟知していないか、又は当該手順を履行しなかった場合
- 3 この条第2項の事情が発生の下では、点検実施締約国は、当該船舶が、環境、人間の健康、財産又は資源に対し有害となる脅威なしでバラスト水排出が可能となるまで、バラスト水を排出させないことを確保する措置を講じなければならない。

第 10 条 違反発見及び船舶管制

- 1 締約国は、違反の発見及びこの条約も規定の執行に協力しなければならない。
- 2 船舶がこの条約に違反したことが発見された場合、当該船舶が旗国とする締約国、並びに/あるいは、当該船舶が運航している港又は沖合ターミナルの属する締約国は、第 8 条に記述の処罰又は第 9 条に記述の措置に加えて、当該船舶について、警告、拘留又はその締め出しの措置をとることができる。しかしながら、船舶が運航している港又は沖合ターミナルの属する締約国は、当該船舶に対し、バラスト水排出あるいは最も近い利用可能な修理場又は受入施設に向かう目的で、港又は沖合ターミナルを離れる許可を与えることができる。ただし、そうすることが、環境、人間の健康、財産又は資源に対する有害な脅威のないことを条件とする。
- 3 第 9(1)(c)条に記述のサンプリング結果、あるいはその他の港又は沖合ターミナルから受け取った支援情報が、該当船舶について、環境、人間の健康、財産又は資源に脅威となっていることを示している場合、当該船舶が運航している水域の締約国は、当該脅威が除去されるまで、当該船舶からのバラスト水排出を禁止することができる。
- 4 また、締約国は、いかなる締約国から、船舶がこの条約の規定に違反して運航中又は運航されたという、十分な証拠を伴った調査要請を受けた場合にも、当該船舶の当該締約国管轄下の港又は沖合ターミナル入港時に、当該船舶を点検することができる。当該調査報告書は、適切な措置がとれるよう、調査要請国及び関係船主官庁の所管当局に送付されなければならない。

第 11 条 管制措置の通知

- 1 第 9 又は 10 条に従って実施された点検においてこの条約違反が示された場合、該当船舶に対し通知しなければならない。違反の証拠を含んだ報告書を、該当主官庁に送付しなければならない。
- 2 第 9(3)、10(2)又は 10(3)条に従ってとられたいかなる措置についても、当該措置の実施職員は、措置が必要となることに関するあらゆる事実について、直ちに、書面で、該当船舶の関係主管庁に、それが不可能な場合には、該当船舶に関係する領事又は外交代表者に、報告しなければならない。加えて、証明書発給に責任を有する組織にも通知しなければならない。
- 3 関連寄港国当局は、第 9.3、10.2 又は 10.3 条に明示の措置をとることが不可能な場合、あるいは当該船舶が次寄港港に向かうことが容認された場合には、当該船舶の次寄港地に加えて、第 2 項に記載の締約国に、当該船舶に関連するすべての情報を通知しなければならない。

第 12 条 船舶の不当な遅延

- 1 第 7.2、8、9 又は 10 条の下に船舶の不当な拘留又は遅延の回避に、最大限の努力が払われなければならない。
- 2 この条約の第 7.2、8、9 又は 10 条の下に船舶が不当に拘留又は遅延させられた場合、当該船舶に対して、被ったいかなる損失又は損害についても賠償を受ける権利を与えなければならない。

第 13 条 技術支援、協力及び地域協力

- 1 締約国は、直接あるいは機関及び他の国際諸団体を通じて、船舶バラスト水及び沈殿物の管制及び管理に関して技術支援を求める締約諸国に対し、必要に応じて、次の援助提供を引き受けるものとする。
 - (a) 人材を育成すること。
 - (b) 関連技術、設備及び施設の利用を確保すること。
 - (c) 共同調査及び開発計画を策定すること。及び
 - (d) この条約及び関連する機関により策定された指針の効果的履行を目指した、他の活動を請け負うこと。
- 2 締約国は、船舶バラスト水及び沈殿物の管制及び管理に関する技術の移転について、自国の国内法、規則及び政策に従って、積極的に協力することを引き受けるものとする。
- 3 この条約の目的促進のため、一定の地理学的地域において、環境、人間の健康、財産及び資源の保護に共通の利害関係を持つ複数の締約国、特に、閉鎖及び半閉鎖的海域において国境を接する複数の締約国は、特有の地域的特徴を考慮に入れて、この条約に矛盾しない地域協定の締結を含む地域協力を促進することに努力しなければならない。締約国は、調和手続き作成のため、当該地域協定締約国との協力を努めなければならない。

第 14 条 情報の連絡

- 1 各締約国は、機関に対し、以下のいずれの情報についても報告しなければならない。また、他の締約国が必要に応じて入手できるようにしておかなければならない。
 - (a) この条約履行のための自国の法、規則及びガイドラインを含む、バラスト水管理に関する要件及び手続き

- (b) バラスト水及び沈殿物の環境的に安全な処分のため利用可能な、受入施設及びその位置
 - (c) 附属書規則 A-3 に明示の理由により、この条約の規定遵守が不可能な船舶からの情報についての要件
- 2 機関は、本条に基づきいかなる連絡事項についても、締約国にその受領を通告し、また、本条第 1 項の副項(b)及び(c)の下はいかなる機関への連絡事項についても、すべての締約国への回章に付さなければならない。

第 15 条 紛争の解決

締約国は、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争については、交渉、照会、和解、仲裁、司法解決、地域組織又は協定への訴え、あるいは他の平和的手段について、自力で選択し、解決しなければならない。

第 16 条 国際法及び他の協定との関係

この条約において、国連海洋法条約に反映されている慣習的国際法の下はいかなる国の権利及び義務を侵害するものは何もない。

第 17 条 署名、批准、受諾、承認及び加盟

- 1 この条約は、機関本部において、いかなる国による署名のため、**2004 年 6 月 1 日から 2005 年 5 月 31 日まで**開放し、その後も、いかなる国の加盟のため開放しておかなければならない。
- 2 各国は、以下のいずれかにより条約締約国となることができる。
- (a) 批准、受諾又は承認を条件としない署名
 - (b) 批准、受諾又は承認に続く、批准、受諾又は承認を条件とする署名
 - (c) 加盟
- 3 批准、受諾、承認又は加盟については、機関の事務局長にその旨を文書で寄託することにより有効としなければならない。
- 4 異なる法制度が適用される複数の領土単位から成る国は、署名、批准、受諾、承認又は加入時において、この条約が当該国のすべて、又は **1 つ以上**の領土単位のみはこの条約の適用が及ぶべきかを宣言することができ、また、いかなる時にも、他の宣言の寄託により前宣言を変更することができる。

- 5 いかなる当該宣言も、寄託者に書面で通告し、かつ、この条約が適用される単数又は複数の領土単位を明確に述べなければならない。

第 18 条 発効

- 1 この条約は、**30** 以上の国であって、その商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の **35%** 以上に相当する商船船腹量となる国々が、第 17 条に従って、無条件で批准、受諾又は承認の署名した日、あるいは、批准、受諾、承認又は加盟に必須の法律文書が寄託した日のどちらかの **12** 箇月後から発効するものとする。
- 2 発効のための要件が満たされた日から発効日までの間にこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、当該批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この条約発効日又は当該文書寄託日の後 **3** 箇月を経過した日のいずれか遅い日に効力を生ずるものとする。
- 3 この条約発効日後に寄託されるいかなる批准書、受諾書、承認書又は加入書についても、寄託日の **3** 箇月後に効力を生ずるものとする。
- 4 この条約の改正が、第 19 条の下に受諾されたものとみなされる日の後に寄託されるいかなる批准書、受諾書、承認書又は加入書についても、改正されたこの条約に係るものとする。

第 19 条 改正

- 1 この条約は、以下の項に明記のいずれかの手続きにより改正することができる。
- 2 機関内審議後の改正
 - (a) いかなる締約国もこの条約の改正を提案することができる。改正提案は、機関の事務局長に提出するものとし、機関の事務局長は、審議の少なくとも 6 箇月前に、当該改正提案を締約国及び機関の加盟国に対し回章に付さなければならない。
 - (b) 上記により提案されかつ回章に付された改正提案は、審議のための委員会に付託されなければならない。締約国は、機関の加盟国であるか否かを問わず、改正を審議かつ採択するための委員会に参加する権利を有するものとする。
 - (c) 改正案は、**3** 分の **1** 以上の締約国が投票時に出席する状況において、委員会に出席しかつ投票する締約国の **3** 分の **2** の多数による議決で採択されなければならない。

- (d) 副項(c)の規定に従って採択された改正は、受諾のため、機関の事務局長により締約国に伝達されなければならない。
- (e) 改正は、次に定めるところにより受諾されたものとみなさなければならない。
 - (i) この条約のいずれかの条の改正は、3分の2の締約国が、機関の事務局長にその受諾を通知した日に受諾されたものとみなされる。
 - (ii) 附属書の改正は、採択後12箇月を経過した日又は委員会が決定するその他の日に受諾されたものとみなす。ただし、3分の1を超える締約国が、機関の事務局長に対し、改正に反対する旨の通告をした場合には、当該改正は受諾されなかったものとみなす。
- (f) 改正は、次に定めるところにより効力を生ずる。
 - (i) この条約のいずれかの条の改正についても、受諾する旨の宣言を行った締約国においては、当該改正が(e)(i)の規定に従って受諾されたものとみなされる日の6箇月後に効力を生ずる。
 - (ii) 附属書の改正は、関係するすべての締約国について、受諾されたものとみなされる日の6箇月後に効力を生ずる。ただし、次のいずれかの締約国については、この限りでない。
 - (1) (e)(ii)の規定に従って、当該改正に反対の通告をなし、かつ、その反対の撤回をしなかった締約国
 - (2) 当該改正の効力発生前に、機関の事務局長に、改正は、その後の改正の受託を通告した後にのみ効力を生ずる旨の通告をなした締約国
- (g) (i) 副項(f)(ii)(2)下に、当該改正に反対の通告をなした締約国は、その後、事務局長に対し、同国が当該改正を受諾した旨を通告することができる。当該締約国にとって、当該改正は、当該受諾を通告した日の6箇月後、又は改正の効力発生日のいずれか遅い方の日に効力を生ずる。
 - (ii) 副項(f)(ii)(2)に規定する通告をなした締約国が、改正に関する受諾を機関の事務局長に通告した場合、当該締約国にとって、当該改正は、当該受諾を通告した日の6箇月後、又は改正の効力発生日のいずれか遅い方の日に効力を生ずる。

3 会議による改正

- (a) 機関は、いずれかの締約国が3分の1以上の同意を得て要請する場合には、この条約の改正について審議するため、締約国会議を招集しな

ければならない。

(b) 当該締約国会議において出席しかつ投票する 3 分の 2 の多数による議決で採択された改正については、機関の事務局長により、受諾のため、すべての締約国に伝達されなければならない。

(c) 当該改正は、当該締約国会議において別段の決定がなされない限り、第 2(e)及び(f)項それぞれに明示の手續に従い、受諾されたものとみなされ、効力を生ずる。

4 附属書改正の受諾を拒否した締約国については、当該改正のみの適用上、非締約国として取り扱わなければならない。

5 この条に基づくいかなる通告も、機関の事務局長に対し文書で行わなければならない。

6 機関の事務局長は、締約国及び機関加盟国に対し、次の事項を報告しなければならない。

(a) 効力発生の改正、また、一般的及び各締約国において効力が生ずる日

(b) この条に基づくいかなる通告

第 20 条 廃棄

1 いかなる締約国においても、締約国のためのこの条約発効日から、2 年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、被寄託者に書面で通告することにより効力を生ずるものとし、受領後 1 年、又は通告書に記載のより長い期間後に効力を生ずる。

第 21 条 寄託

1 この条約は、機関事務局長に寄託されなければならない。機関事務局長は、この条約に署名又は加盟したすべての国に対し、この条約の認証謄本を送付しなければならない。

2 この条約の他の箇所で明示されている機能に追加して、機関事務局長は、以下を実施しなければならない。

(a) この条約に署名又は加盟したすべての国に対し、次のものについて通告すること。

(i) 日付を伴った、批准、受諾、承認又は加盟についての、個々の新た

な署名又は寄託文書

- (ii) この条約の発効日
 - (iii) 当該文書受領日及び廃棄効力発生日を伴った、この条約の廃棄通告文書の寄託
- (b) この条約発効後、可及的速やかに、国連憲章第 102 条に従い、登録及び公布のため、国連事務局に本文を送付すること。

第 22 条 言語

この条約は、アラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語及びスペイン語による複本 1 通で制定され、各本文は等しく真正なものとする。

2004 年 2 月 13 日 ロンドンにて作成

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

附属書

バラスト水及び沈殿物の管制及び管理規則

A 節 一般規定

規則 A-1 定義

この附属書の運用上：

- 1 “基準日”とは、証書失効日に対応する各年における月日をいう。
- 2 “バラスト水容積”とは、バラスト水運搬ができるように設計されたいかなる多目的タンク、スペース又は区画をも含む、バラスト水の運搬、積載又は排出に用いられる船内タンク、スペース又は区画の総容積をいう。
- 3 “会社等”とは、船舶所有者、あるいは、船舶所有者から船舶運航責任を任され、かつ、国際安全管理（ISM）コード¹により課せられたすべての義務及び責務を引受けるという合意の下に責任を担う経営者、裸用船者等の組織又は個人をいう。
- 4 “建造された”とは、船舶について、次の建造段階にあるものをいう。
 - .1 キールが据え付けられ段階；又は
 - .2 特定の船舶と確認し得る建造を開始した段階；
 - .3 当該特定船舶について、**50** トン以上又は全建造材料見積り重量の**1%**以上のいずれか少ないものが組み立てられた段階；又は
 - .4 大改造中の段階
- 5 “主要な改造”とは、次のいずれかの船舶改造をいう。
 - .1 当該船舶のバラスト水運搬容積を**15%**以上変更する改造
 - .2 当該船舶のタイプを変更する改造
 - .3 当該船舶主管庁の評価で、**10** 年以上の当該船舶の寿命延長が企画される改造
 - .4 構成部品現物の取替え以外の、バラスト水システム変更に結びつく改造。この附属書の目的上、規則 **D-1** の規定を満足するための船舶改造について

¹ 改正決議 A.741(18)により機関で採択された ISM Code 参照

ては、大改造とはみなしてはならない。

- 6 “最も近い陸地から”とは、論議されている、国際法に従って制定された領土の領海の基線からをいう。この条約の目的上、豪州東北沿岸沖の“最も近い陸地から”については、次の豪州沿岸の地点を順に結んで描かれた線からのものをいう。

南緯11度00分、東経142度08分（豪州海岸上）
南緯10度35分、東経141度55分
南緯10度00分、東経142度00分
南緯 9度10分、東経143度52分
南緯 9度00分、東経144度30分
南緯10度41分、東経145度00分
南緯13度00分、東経145度00分
南緯15度00分、東経146度00分
南緯17度30分、東経147度00分
南緯21度00分、東経152度55分
南緯24度30分、東経154度00分
南緯24度42分、東経153度15分（豪州海岸上）、

- 7 “活性物質”とは、有害水生生物及び病原体対し、一般的又は特定の作用を持つ、ウィルス又は菌類を含む物質又は生物をいう。

規則 A-2 一般適用

他に別段の規定がない限り、バラスト水排出については、この附属書の規定に従ったバラスト水管理を通じて実施しなければならない。

規則 A-3 適用除外

以下のいずれか場合にも、規則 B-3 の要件、又は第 2.3 条及び C 節に従って一締約国が採用したいかなる方策も適用してはならない。

- 1 緊急状況下における船舶安全及び海上人命救助確保のために必要な、バラスト水及び沈殿物の取り入れ又は排出
- 2 船舶及びその設備の損傷により生じた、偶発的なバラスト水及び沈殿物の排出又は進入
 - .1 損傷発生又は排出発見前後に、損害若しくは排出を防止又は最小化するための、あらゆる合理的予防措置手段がとられたことを条件とする。また、
 - .2 船舶所有者、会社又は責任士官が、故意又は無謀に損傷を引き起こした場合を除く。
- 3 船舶からの汚染事故の回避又は最小化を意図した、バラスト水及び沈殿物

の取り入れ又は排出

- 4 公海上における、同じバラスト水及び沈殿物の、取り入れに引き続いた排出
- 5 船内のバラスト水及び沈殿物のすべてを取り入れた場所と同じ場所における、当該船舶からの、取り入れ場所で取込んだ管理されていないバラスト水及び沈殿物の排出。ただし、他の場所からのバラスト水及び沈殿物と混合していないことを条件とする。当該混合が発生した場合、他の区域で取り入れられたバラスト水については、この附属書に従ったバラスト水管理が必要になる。

規則 A-4 除外

- 1 単数又は複数の締約国は、それらの管轄下水域内において、この条約の他の個所に含まれる除外要件に加えて、いかなる規則 C-1 又は C-2 適用要件の除外も許可することができる。
しかしながら、次のいずれの条件も満足すること。
 - .1 特定の港又は場所の間を航海中の船舶、あるいは、もっぱら特定の港又は場所の間を運航する船舶に許可すること。
 - .2 中間に見直しする条件で、5年以下の期間で有効とすること。
 - .3 第 1.1 項で特定の港又は場所の間以外のバラスト水又は沈殿物を混合していない船舶に許可すること。
 - .4 機関により策定された危険性評価ガイドラインに基づいて許可すること。
- 2 第 1 項に従って許可された除外については、締約国に回章に付すための、機関への関連情報の連絡後までは有効としてはならない。
- 3 この規則の下に許可されたいかなる除外も、隣接又は他の国々の環境、人間の健康、財産又は資源に、阻害又は傷害となってはならない。当該締約国は、不利な影響を与えるであろうと判断するいかなる国に対しても、確認された懸念事項の解決を目指し、協議しなければならない。
- 4 この規則の下に許可されたいかなる除外についても、バラスト水記録簿に記載しなければならない。

規則 A-5 同等の応諾

全長 50 米未満で、最大バラスト水容積 8m³ の、もっぱら娯楽又は競技に用いられるプレジャー艇、あるいは主として捜索救助に用いられる小型艇に対するこの附属書への同等の応諾については、機関により策定されたガイドラインを考慮して、主管庁により決定されなければならない。

B 節 船舶の管理及び管制要件

規則 B-1 バラスト水管理計画

各船舶は、バラスト水管理計画を、船内に所持しかつ履行しなければならない。当該計画については、主管庁により、機関が策定したガイドラインを考慮して承認されなければならない。バラスト水管理計画は、個々の船舶について具体的なものであり、また、少なくとも以下の各要件を満足しなければならない。

- 1 この条約が要求するバラスト水管理作業に関連して、船舶及び乗組員の安全対策を詳述すること。
- 2 この条約で明示の、バラスト水管理要件及び補足バラスト水管理実施の履行のためにとるべき措置について、詳細に記述すること。
- 3 沈殿物の処分についての手順について詳述すること。
 - (a) 海上
 - (b) 陸揚げ
- 4 バラスト水が排出されることになる水域国の当局と、海上への排出に伴う船上バラスト水管理について調整するための手続きを含むこと。
- 5 当該計画の適切な履行を確保する船上責任士官を任命すること。
- 6 この条約の下に規定される船舶のための報告要件を含むこと。
- 7 船舶の日常語で記載すること。使用言語が英語、仏語又はスペイン語でない場合、これらの一言語による翻訳文を含むこと。

規則 B-2 バラスト水記録簿

- 1 各船舶は、船内に、バラスト水記録簿を所持しなければならない。当該記録簿については、電子記録システム又はその他の記録簿若しくはシステムと統合することができ、少なくとも付録Ⅱに明記の情報を記載しなければならない。
- 2 バラスト水記録簿への記入については、最後の記入がなされた後、少なくとも 2 年間船内に保持し、その後少なくとも 3 年間は会社等の管理下におかななければならない。
- 3 規則A-3、A-4又はB-3.6に従ったバラスト水排出が生じた場合、あるいはそ

の他の点でこの条約により除外されない例外的バラスト水排出が生じた場合、当該排出の状況及びその理由について、バラスト水記録簿に記述しなければならない。

- 4 バラスト水記録簿については、すべての正当な検査時に容易に応じられるように保管しなければならない。曳航下の無人船舶の場合には、曳航船に保管することができる。
- 5 バラスト水関連各作業については、遅滞なくバラスト水記録簿への記録を完全なものとしなければならない。各記入については、当該作業関連責任士官が署名しなければならない。また、船長は、終った頁毎に署名しなければならない。バラスト水記録簿には、船舶の日常語で記入しなければならない。バラスト水記録簿への記入語が、英語、仏語又はスペイン語でない場合、これら 3ヶ国語の内の一言語による翻訳文も記入しなければならない。当該記入に、船舶の旗国である国の公用語も同様に用いられている場合、論争又は矛盾発生時には、当該公用語による記入事項が優先しなければならない。
- 6 締約国により正式に認可された職員は、この規則が適用されるいかなる船舶についても、当該船舶が当該締約国内にある港又は沖合ターミナルにいる間に、船内のバラスト水記録簿を点検し、当該記録簿記入事項のコピーをとり、かつ、船長に対し、正コピーであることの証明を要求することができる。このようにして証明されたいかなるコピーも、司法訴訟手続きにおける記入内容の事実証明として取り扱われるものとする。バラスト水記録簿の点検及び証明付コピーの取得については、船舶に不当な遅延を生じないように、できる限り迅速に実施されなければならない。

規則 B-3 船舶のバラスト水管理

- 1 2009 年より前に建造された船舶：
 - .1 1,500m³ 以上 5,000m³ 以下のバラスト水容積の船舶については、2014 年までは、規則 D-1 又は D-2 に規定の基準以上のバラスト水管理を実施しなければならない。その後については、規則 D-2 に規定の基準以上を満足しなければならない。
 - .2 1,500m³未満又は5,000m³より大きなバラスト水容積の船舶については、2016 年までは、規則 D-1 又は D-2 に規定の基準以上のバラスト水管理を実施しなければならない。その後については、規則 D-2 に規定の基準以上を満足しなければならない。
- 2 第 1 項の適用される船舶については、当該船舶への適用基準に応諾する年の引渡し基準日の後の、最初の間又は更新検査のどちらか早い方の検査までに、第 1 項に応諾しなければならない。
- 3 2009 年以降に建造された、バラスト水容積 5,000m³未満の船舶については、規則 D-2 に規定の基準以上を満足するバラスト水管理を実施しなければなら

ない。

- 4 2009年以降2012年より前に建造された、バラスト水容積**5,000m³**以上の船舶については、第**1.2**項に従ったバラスト水管理を実施しなければならない。
- 5 2012年以降に建造された、バラスト水容積**5,000m³**以上の船舶については、規則**D-2**に規定の基準以上を満足するバラスト水管理を実施しなければならない。
- 6 この規則の要件は、機関により策定された受入施設のためのガイドラインを考慮してデザインされた受入施設にバラスト水を排出する船舶には適用されない。
- 7 他のバラスト水管理方法についても、第**1**～**5**項に規定の要件の代替肢として受け入れることができる。ただし、当該方法が、環境、人間の健康、財産又は資源の保護において同等以上のレベルであることを確保し、かつ、**MEPC**において原則的に承認されたものであることを条件とする。

規則 **B-4** バラスト水交換

- 1 この規則の**D-1**の基準を満足するバラスト水管理を実施する船舶については、以下の事項を遵守しなければならない。
 - .1 可能な場合には常時、機関により策定されたガイドラインを考慮して、最も近い陸地から**200**海里以上かつ水深**200m**以上の水域で、バラスト水交換を実施すること。
 - .2 第**1.1**項に従ったバラスト水交換実施が不可能な船舶の場合には、第**1.1**項で述べられているガイドラインを考慮して、最も近い陸地からできる限り離れて、また、すべての場合において、最も近い陸地から**50**海里以上離れ、かつ水深**200m**以上でバラスト水交換を実施しなければならない。
- 2 最も近い陸地からの距離又は水深が、第**1.1**又は**1.2**項に規定されているパラメータを満足しない海域においては、寄港国は、必要に応じて、隣接又は他の国々と協議して、第**1.1**項で述べられているガイドラインを考慮して、船舶がバラスト水交換を実施できる水域を指定することができる。
- 3 船舶に対し、第**1**項のいかなる特定の要件に応諾させるため、予定航路からの離路又は航海の遅延を要求してはならない。
- 4 バラスト水交換実施船舶の船長が、当該交換について、悪天候、船舶デザイン若しくはストレス、設備故障又は他の例外的条件を理由として、船舶の安全性、復原力、乗組員又は乗客に脅威を与えることになると合理的に判断した場合、必要に応じて、当該船舶に第**1**又は**2**項への応諾を要求してはな

らない。

- 5 この規則に従ってバラスト水交換が要求されている船舶で、バラスト水交換を実施しなかった場合、その理由をバラスト水記録簿に記入しなければならない。

規則 B-5 船舶の沈殿物管理

- 1 すべての船舶は、バラスト水を運搬するように指定された区画から、船舶自身のバラスト水管理計画の規定に従って、沈殿物を除去又は処分しなければならない。
- 2 規則 B-3.3～3.5 で述べられている船舶については、安全性又は運航効率を損なうことなく、機関により策定されたガイドラインを考慮して、沈殿物の取り入れ及び好ましくない策略を最小化し、沈殿物除去を助長し、かつ、沈殿物除去及びサンプリングができるようなアクセスを提供することを意図して、設計かつ建造されなければならない。規則 B-3.1 に記載の船舶については、実行可能な限り、この規定を遵守しなければならない。

規則 B-6 士官及び乗組員の義務

士官及び乗組員は、当人が乗船する船舶固有のバラスト水管理の実施における当人の義務について熟知し、また、船舶自身のバラスト水管理計画について、義務に応じて熟知しなければならない。

C 節 一定の水域における特別要件

規則 C-1 追加方策

- 1 一締約国が、単独又は他の複数の締約国と共同で、船舶のバラスト水及び沈殿物を通じた有害水生生物及び病原体の移動を防止、減少又は除去のため、B 節の方策に追加した方策が必要と決定した場合、当該単独又は複数の締約国は、船舶に対し、国際法と一致した具体的基準又は要件を満足するよう要求することができる。
- 2 単独又は他の複数の締約国は、第 1 項の下の基準又は要件の制定に先立ち、当該基準又は要件による影響を受けることになる隣接又は他の国々と協議しなければならない。
- 3 第 1 項に従って追加方策の導入を意図する単独又は複数の締約国は、以下の事項を実施しなければならない。
 - .1 機関により策定されるガイドラインを考慮すること。
 - .2 機関に対し、緊急時又は伝染病発生時を除いて、当該方策実施予定日

の少なくとも 6 箇月前に、それらの国の追加方策制定の意図について伝達すること。この伝達には次のものを含まなければならない。

- .1 追加方策が適用される場所についての、正確な緯度・経度 (co-ordinates)
 - .2 できれば、当該適用による利益を含んだ追加方策適用の必要性及び論拠
 - .3 追加方策の解説
 - .4 追加方策への船舶の応諾促進に提供されることになる措置
- .3 必要に応じて、国連海洋法条約に反映されている慣習国際法で要求される範囲までの、機関による承認を取得すること。
- 4 単独又は複数の締約国は、当該追加方策導入においては、船舶への負担軽減のため、水域、利用可能及び代替となる航路又は港の通知等、すべての適切なサービスを、実行可能な限り、船員に利用可能とするよう努めなければならない。
- 5 単独又は複数の締約国により採用されたいかなる追加方策も、船舶の安全性及び安定性に危害を加えず、また、当該船舶が遵守すべき他のいかなる条約にも矛盾しない条件のものでなければならない。
- 6 追加方策を導入する単独又は複数の締約国は、一定期間又は適切な具体的状況下において、これらの方策を差し控えることができる。

規則 C-2 一定区域内でのバラスト水取り入れ及び関連旗国方策に関する警告

- 1 締約国は、既知の事情により、バラスト水を取り入れてはならない当該締約国の管轄下水域について、船員への通知に努力しなければならない。当該締約国は、このような通知の中に、当該水域の正確な緯度・経度を、また、可能ならば、代替バラスト水取り入れ水域の位置も含まなければならない。警告は、次のいずれかの水域について発することができる。
- .1 バラスト水取り入れ又は排出に関連するような、有害水生生物及び病原体の突発、横行又は増加（有毒藻類ブルーム等）が知られている水域
 - .2 汚水排出口付近の水域
 - .3 tidal flushing が乏しいか、又はより汚れている潮流が知られている時間の水域
- 2 第 1 項の規定に従った船員への水域通知に加えて、締約国は、機関及びい

かなる影響をも受ける可能性のある沿岸国に対し、第 1 項で特定の水域及びこのような警告の有効期間の見込みについて通知しなければならない。機関及びいかなる影響をも受ける可能性のある沿岸国への通知には、当該海域の正確な緯度・経度を、また、可能ならば、代替バラスト水取り入れ海域の位置も含まなければならない。当該通知については、当該水域内でのバラスト水取り入れを必要とする船舶のための代替供給措置を述べた助言を含まなければならない。また、当該締約国は、船員、機関及びいかなる影響をも受ける可能性のある沿岸国に対し、発せられた警告が無効となる時期についても通知しなければならない。

規則 C-3 情報の伝達

機関は、規則 C-1 及び C-2 の下に伝達された情報について、適切な手段を通じて入手可能なものとしなければならない。

D 節 バラスト水管理基準

規則 D-1 バラスト水交換基準

- 1 この条約に従ってバラスト水交換を行う (**performing**) 船舶は、バラスト水量の **95%**以上の容量交換効率をもって実施しなければならない。
- 2 **pumping through** 方法によりバラスト水を交換する船舶については、各バラスト水タンク容量の **3 倍量 pumping through** をもって、第 1 項に記載の基準を満足するものとみなさなければならない。**3 倍量**より少ない **pumping through** については、当該船舶が、**95%**以上の容量交換を満足していることを実証できることを条件として受け入れることができる。

規則 D-2 バラスト水排出 (*performance*) 基準

- 1 この規則に従ってバラスト水管理を実施する船舶は、最小サイズ **50 μ m** 以上の生物については、**1 m³** 当たり生存可能数 **10** 未満、また、最小サイズ **50 μ m** 未満で **10 μ m** 以上の生物については、**1 m^l** 当たり生存可能数 **10** 未満の排出とし、第 2 項に記載されている指標微生物の排出については、一定の濃度以下としなければならない。
- 2 人間の健康基準としての指標微生物には、次にものを含まなければならない。
 - .1 病毒性コレラ菌 (**O-1** 及び **O-139**) については、**1 cfu/100 m^l** 未満 (**cfu = colony forming unit**)、又は動物プランクトンのサンプル **1 cfu/1g** 未満 (湿重量)
 - .2 大腸菌については、**250 cfu/100 m^l** 未満

.3 腸球菌については、100 cfu/ 100ml 未満

規則 D-3 バラスト水管理システムの承認要件

- 1 第 2 項に規定のものを除き、条約に承諾するために用いられるバラスト水管理システムについては、主管庁により、機関により策定されたガイドラインを考慮して認証されなければならない。
- 2 この条約に承諾するために、活性物質又は単数若しくは複数の活性物質を含む調合剤を用いるバラスト水管理システムについては、機関により策定された手続きに基づいて、機関により承認されなければならない。この手続きには、活性物質の承認、及び承認の撤回について、また、申請提出方法について記載しなければならない。承認の撤回においては、関連活性物質又は物質が、当該撤回日の後 1 年間は禁止されなければならない。
- 3 この条約への承諾に用いられるバラスト水管理システムについては、船舶、船舶設備及び乗組員にとって安全なものでなければならない。

規則 D-4 プロトタイプバラスト水処理技術

- 1 規則 D-2 の基準の効力発生日前に、将来有望なバラスト水処理技術の試験及び評価を行うための主官庁承認プログラムに参加するいかなる船舶に対しても、当該船舶の規則 D-2 基準への承諾を要求される日から 5 年後までは、規則 D-2 基準を適用してはならない。
- 2 規則 D-2 の基準の効力発生日後に、規則 D-2 の基準を上回る基準を達成する処理技術となる可能性を持つ将来有望なバラスト水技術の試験及び評価を行うための、機関により策定されたガイドラインを考慮した主官庁承認プログラムに参加するいかなる船舶に対しても、その技術の搭載日から 5 年間は規則 D-2 基準の適用を中止しなければならない。
- 3 将来有望なバラスト水技術の試験及び評価のための、いかなるプログラムの制定及び実施においても、締約国は、
 - .1 機関により策定されたガイドラインを考慮すること。
 - .2 参加船舶については、当該技術の効果的試験に必要な最小限の隻数に絞ること。
- 4 当該処理システムについては、試験及び評価期間を通じて、一貫して設計どおりに運用されなければならない。

規則 D-5 機関による基準見直し

- 1 規則 D-2 に明記されている基準の最も早期の効力発生日前 3 年以内に開催される委員会の会合において、委員会は、適切な科学技術が当該基準の達成に

利用可能なかどうかの決定、第 2 項基準の評価、また、特に、発展途上国、とりわけて小島発展途上国の発展上の必要性に関する社会・経済影響の評価を含む見直しに着手しなければならない。また、当該委員会は、機関により策定されたいかなるガイドラインをも含め、この附属書で取り扱われているバラスト水管理の他の側面ばかりでなく、規則 **B-3.1** で述べられている船舶のための適用要件をも審査するため、必要に応じ、定期的な見直しを実施しなければならない。

- 2 このような適切な科学技術の見直しについては、次の事項も考慮しなければならない。
 - .1 船舶及び乗組員に関する安全性考慮
 - .2 環境上容認の可能性、すなわち、その解決策により、より大きな環境影響を生じないこと。
 - .3 実行の可能性、すなわち、船舶デザイン及び運航との調和性
 - .4 **cost effective**、すなわち、経済的であること。
 - .5 バラスト水内有害水生生物及び病原体の除去又は生存不可能性の見地からの生物学的有効性
- 3 委員会は、第 1 項に記載の見直し実施のため、単数又は複数の部会を設置することができる。委員会は、設置された部会で取扱われる構成、付託事項及び特定の問題点について決定しなければならない。当該部会は、締約国による検討のため、この附属書の改正提案を作成し、勧告することができる。締約国のみが、委員会での勧告作成及び改正決定に参加することができる。
- 4 この規則に記載の見直し規定に基づいて、締約諸国がこの附属書改正の採択を決定した場合、当該改正については、この条約第 19 条に含まれる手続きに従って採択かつ発効されなければならない。

E 節 バラスト水管理のための検査及び証書要件

規則 E-1 検査

- 1 浮いているプラットフォーム、**FSUs** 及び **FPSOs** を除き、この条約が適用される **400** 総トン以上の船舶は、以下に明示の検査に従わなければならない。
 - .1 船舶就航前に、あるいはこの規則 **E-2** 又は **E-3** の下に要求される証書が初めて発給される前に実施される最初の検査。
この検査では、規則 **B-1** で要求されるバラスト水管理計画並びに関連する構造、設備、装置、艀装品、配置及び材料、あるいは工程が、この条約

の要件に十分応諾していることを立証しなければならない。

- .2** 規則 **E-5.2**、**E-5.5**、**E-5.6** 又は **E-5.7** が適用される場合を除き、**5** 年を超えない範囲で実施される、主官庁明示の間隔による更新検査。
この検査では、規則 **B-1** で要求されるバラスト水管理計画並びに関連する構造、設備、装置、艀装品、配置及び材料、あるいは工程が、この条約で適用される要件に十分応諾していることを立証しなければならない。
 - .3** 第 **1.4** 項に明示の年次検査の一つに代わるべきものとして、第 **2** 回目の基準日の前後 **3** 箇月以内実施されるか、あるいは第 **3** 回目の基準日の前後 **3** 箇月以内に実施される中間検査。
当該中間検査では、バラスト水管理のための設備及び付帯装置について、この附属書で適用される要件に十分応諾し、かつ、作動良好であることを確保するものでなければならない。当該中間検査については、規則 **E-2** 又は **E-3** の下に発給される証書に裏書されなければならない。
 - .4** 各証書基準日の前後 **3** 箇月以内に実施される年次検査。
当該年次検査では、この規則 **B-1** で要求されるバラスト水管理計画に関連する構造、設備、装置、艀装品、配置及び材料、あるいは工程についての全般的点検を含み、それらが第 **9** 項に従って維持されていること、また、意図された船舶の運航にとって十分なものであり続けることを確保する。
当該年次検査については、規則 **E-2** 又は **E-3** の下に発給される証書に裏書されなければならない。
 - .5** この条約を遵守の十分に達成するのに必要な、構造、設備、装置、艀装品、配置及び材料についての、変更、交換又は重要修理の後に実施されなければならない、状況に応じた全般的又は部分的いずれかの追加検査。
当該検査については、このような変更、交換又は重要修理が効果的に実施されたことを保証し、そのことにより船舶がこの条約の要件を遵守できるようにするものでなければならない。この検査については、規則 **E-2** 又は **E-3** の下に発給される証書に裏書されなければならない。
- 2** 主官庁は、この条約の適用規定の遵守を確保するため、第 **1** 項の規定に従わない船舶に対し、適切な方策を制定しなければならない。
 - 3** この条約の規定の執行を目的とする船舶検査については、主官庁の職員が実施しなければならない。しかしながら、主官庁は、当該検査について、この目的のため任命された検査官又は主官庁が承認する組織に委託することができる。
 - 4** 第 **3** 項に記載の検査実施のため、検査官を任命又は組織を承認した主官庁は、当該任命検査官又は承認組織に対して、最小限、以下の権限を与えなければならない²。

² 機関が決議 **A.739(18)**により採択した諸ガイドライン（機関により修正可）、並びに機関が決議 **A.789(19)**により採択した仕様（機関により修正可）参照

- .1 船舶に対し、この条約の規定遵守のための検査を要求すること。
 - .2 締約国である寄港国の関係当局から要求があった場合、検査及び点検を実施すること。
- 5 主官庁は、締約国職員への情報として締約国に回章できるように、任命検査官又は承認組織に付与した権限の具体的責任及び条件について、機関に通報しなければならない。
 - 6 主官庁、任命検査官又は承認組織が、船舶のバラスト水管理が規則 **E-2** 又は **E-3** の下に要求される証書の細目と一致していないか、あるいは当該船舶が環境、人間の健康、財産又は資源への危害脅威を形成せずに航行するのに適していないと決定した場合、当該検査官又は組織は、当該船舶が応ずるための改善措置を直ちに確保しなければならない。検査官又は組織には、直ちに通告されなければならない。また、通知を受けた検査官又は組織は、証書の非発給又は取り消しを確保しなければならない。当該船舶が別の締約国港にいる場合、直ちに寄港国の適切な当局に通告されなければならない。主官庁の職員、任命検査官又は承認組織が、寄港国の適切な当局に通告した場合、関係寄港国政府は、当該職員、検査官又は組織に対し、第 **9** 条に記載のいかなる措置をも含め、この規則の下に、彼らの責務を遂行するのに必要な助力を与えなければならない。
 - 7 この条約に従ったバラスト水管理における船舶の実施能力について、実質的に影響する事故が発生するか又は欠点が発見された場合にはいつでも、当該船舶の所有者、運航者又は責任者は、可及的速やかに、関連証書を発給する責任のある、第 **1** 項で要求される検査の必要性を決定する調査を開始すべき主官庁、承認組織又は任命検査官に報告しなければならない。当該船舶が、他の締約国の港にいる場合、当該船舶の所有者、運航者又は責任者は、寄港国の適切な当局に対し、速やかに報告しなければならない。また、任命検査官又は承認組織は、当該報告がなされたことを確認しなければならない。
 - 8 あらゆる場合において、関係主官庁は、検査の完全性及び能率性を十分に保証しなければならない。また、この義務を果たすのに必要な措置を確保する責任を負わなければならない。
 - 9 船舶及びその設備、装置及び工程の状態については、当該船舶が、すべて点で、環境、人間の健康、財産又は資源への危害脅威を形成しない航行への適合性航行を確保できるように、この条約の規定との一致性を維持しなければならない。
 - 10 この規則第 **1** 項の下にいかなる船舶検査が完了した後においても、当該検査に含まれている、規則 **B-2** で要求されているバラスト水管理計画に関連する構造、設備、艀装品、配置又は材料については、当該設備又は艀装品についての直接の交換を除き、主官庁の認可なしで変更してはならない。

規則 E-2 証書の発給又は裏書

- 1 主官庁は、この附属書規則 E-1 適用船舶に対する、規則 E-1 に従って実施された検査が好結果をもって完了した後の証書発給を確保しなければならない。一締約国の権限の下に発給された証書については、他の締約国に受け入れられなければならない。また、この条約でカバーされるすべての目的上、他の締約国が発給した証書と同じ効力を持つものとみなされなくてはならない。
- 2 証書は、主官庁あるいは主官庁から正式に承認されたいかなる者又は組織により、発給又は裏書されなければならない。当然のことながら、あらゆる場合において、主官庁は証書についての全責任を負う。

規則 E-3 他の締約国による証書の発給又は裏書

- 1 主官庁の要請があった場合、その他の締約国は、この条約に従って船舶を検査することができ、この条約の規定が遵守されていることを確信した場合には、この附属書に従って、証書発給又は発給承認しなければならない。また、必要に応じ、船内の当該証書を裏書するか、又は当該裏書を承認しなければならない。
- 2 当該証書の写し及び検査報告書の写しは、当該要請主官庁に対し、可及的速やかに伝達しなければならない。
- 3 このようにして発給された証書については、当該主官庁の要請で発給された趣旨の記述を含まなければならない。また、当該主官庁により発給された証書と同様の効力を持ち、かつ、同様の承認を得たものとみなさなくてはならない。
- 4 非締約国旗を掲げる権利を有する船舶に対しては、証書を発給してはならない。

規則 E-4 証書の様式

当該証書の様式については、発給国の公用語で、付録に記載の様式で作成しなければならない。当該公用語が英語、仏語又はスペイン語のいずれでもない場合、これらの一言語による翻訳を含まなければならない。

規則 E-5 証書の有効期間及び効力

- 1 証書は、5年を超えない範囲で、主官庁が明示する期間に対し発給されなければならない。
- 2 更新検査：
 - .1 第1項の要件にかかわらず、更新検査が既存証書失効日より前の3箇月

以内に完了した場合、新証書については、更新検査完了日から既存証書失効日から**5**年を超えない日までを有効としなければならない。

.2 更新検査が既存証書失効日より後に完了した場合、新証書については、更新検査完了日から、既存証書失効日から**5**年を超えない日までを有効としなければならない。

.3 更新検査が既存証書の失効日の**3**箇月より前に完了した場合、新証書については、更新検査完了日から、更新検査完了日から**5**年を超えない日までを有効としなければならない。

3 証書が**5**年未満の期間に対して発給された場合、主官庁は、証書有効日を、第**1**項に明示の最長期間まで延長することができる。ただし、**5**年間の証書が発給される場合に適用される規則**E-1.1.3**に関する検査が、適切に実施されたことを条件とする。

4 更新検査を完了したが、既存証書失効日前に新証書を発給又は船内に所持できない場合、主官庁に承認された者又は組織は、既存証書に裏書することができる。当該裏書証書については、既存証書失効日から**5**箇月を超えない延長期間に対し、有効なものとして受け入れなければならない。

5 船舶が、証書失効時に検査予定港にいない場合、主官庁は、当該証書の有効期間を延長することができる。しかしながら、当該延長については、当該船舶の当該検査予定港に向けた航海成就のためのみに許可しなければならない。また、当該延長の適切性及び合理性が明確な場合に限られる。**3**箇月を超えた期間の証書延長はない。また、当該延長が許可された船舶は、検査予定港への入港時に、新証書を所持せず出港するための当該延長効力の資格を失う。当該更新検査完了時の新証書については、当該延長許可以前の既存証書の失効日から**5**年を超えない日まで有効としなければならない。

6 この規則の上述規定の下に延長が許可されない短期間航海に従事する船舶に対し発給される証書については、主官庁は、当該証書に記載の失効日から**1**箇月までを猶予期間として延長することができる。当該更新検査完了時の新証書については、当該延長許可以前の既存証書失効日から**5**年を超えない日まで有効としなければならない。

7 主官庁が決定する特別な状況下においては、新証書の有効日については、この規則第**2.2**、**5**又は**6**項が要求している既存証書の失効日からの日付とする必要はない。これらの特別な状況下においては、新証書については、更新検査完了日から**5**年を超えない日まで有効としなければならない。

8 規則**E-1**で明示の期間より前に、年次検査が完了した場合、

.1 証書に記載の基準日については、当該検査完了日から**3**箇月以内の日付にするよう、裏書により変更しなければならない。

- .2 規則 E-1 で要求されている後続の年次又は中間検査については、新たな基準日をもって、当該規則に規定の間隔で完了しなければならない。
 - .3 証書失効日については、1 回又は複数回の年次検査が、規則 E-1 で規定されている検査間の最長間隔を超過しないように適切に実施されることを条件に、変更しないままとすることができる。
- 9 規則 E-2 又は E-3 の下に発給される証書は、以下のいかなる場合にも効力を失わなければならない。
- .1 この条約の十分な遵守に必要な、構造、設備、装置、艀装品、配置及び材料について、変更、交換又は重要修理がなされたにもかかわらず、当該証書がこの附属書に従って裏書されなかった場合
 - .2 船籍を転籍した場合
新たな証書については、新たな証書を発給する締約国が、当該船舶について、規則 E-1 の要件に従っているものと十分に満足した場合にのみ発給しなければならない。締約国間における転籍の場合で、船舶の転籍が実施された後 3 箇月以内に要請があった場合には、前船籍の締約国は、可及的速やかに、当該船舶が転籍前に保持していた証書の写しを、また可能なならば、関連検査報告書の写しについても、現船籍の主官庁に伝達しなければならない。
 - .3 関連検査が、規則 E-1.1 の下に明示されている期間内に完了しなかった場合
 - .4 証書が、規則 E-1.1 に従って裏書されていない場合

付録 I

国際バラスト水管理証書の様式

国際バラスト水管理証書

船舶のバラスト水及び沈殿物の管制及び管理のための国際条約（以下、“条約”
という。）に基づいて、
(国の正式名称)

政府の権限の下に
(この条約の下に権限を与えられた者又は組織の正式名称)

が発給する。

船舶の要目¹

船名.....
船舶番号又は信号符字.....
船籍港.....
総トン数.....
IMO 番号².....
建造日付.....
バラスト水容積 (m³).....

バラスト水管理方法の詳細

用いられるバラスト水管理方法
設置日付（該当日がある場合）
製造者名（該当者がいる場合）

この船舶で用いられる主たるバラスト水管理方法については：

- 規則 **D-1** に従っている。
- 規則 **D-2** に従っている。
(記述).....
- 規則 **D-4** に従っている。

この証書は、以下のことを証明する。

- 1 本船が、条約附属書規則 **E-1** に従って検査されたこと。
- 2 当該検査が、船上バラスト水管理の条約附属書遵守を示していること。

この証書は、条約附属書規則 **E-1** に従った検査により、 まで有効である。

¹ 船舶の要目を水平の位置の欄とすることも可能

² IMO が決議 **A.600(15)**により採択した、IMO 船舶認定番号計画

この証書における検査完了日：年月日

.....において発給
(証書発給場所)

.....
(発給日) (権限を与えられた証書発給者の署名)

(必要に応じて、当局の封印又はスタンプ)

年次及び中間検査の裏書

ここに、附属書規則 E-1 で要求される検査において、本船が、条約の関連規定を遵守しているものと認める。

年次検査： 署名：
(権限を与えられた職員の署名)
場所：
日付：

(必要に応じて、当局の封印又はスタンプ)

年次*/中間検査*： 署名：
(権限を与えられた職員の署名)
場所：
日付：

(必要に応じて、当局の封印又はスタンプ)

年次*/中間検査*： 署名：
(権限を与えられた職員の署名)
場所：
日付：

(必要に応じて、当局の封印又はスタンプ)

年次検査： 署名：
(権限を与えられた職員の署名)
場所：
日付：

(必要に応じて、当局の封印又はスタンプ)

* 必要に応じて削除

規則 E-5.8.3 に従った年次/中間検査

ここに、附属書規則 E-5.8.3 に従った年次/中間*検査 E-1 で要求される検査において、本船が、条約の関連規定を遵守しているものと認める。

年次検査： 署名：
(権限を与えられた職員の署名)
場所：
日付：

(必要に応じて、当局の封印又はスタンプ)

規則 E-5.3 が適用時の、5 年未満が有効な証書の延長のための裏書

本船は条約の関連規定を応諾しており、この証書については、条約附属書の規則 E-5.3 に従って、 までの延長を容認するものとする。

署名：
(権限を与えられた職員の署名)
場所：
日付：

(必要に応じて、当局の封印又はスタンプ)

更新検査が完了し、規則 E-5.4 が適用される場合の裏書

本船は条約の関連規定を応諾しており、この証書については、条約附属書の規則 E-5.4 に従って、 までの延長を容認するものとする。

署名：
(権限を与えられた職員の署名)
場所：
日付：

(必要に応じて、当局の封印又はスタンプ)

**規則 E-5.5 又は E-5.6 が適用時の、
検査港入港まで又は猶予期間のための証書有効期間の延長のための裏書**

この証書については、条約附属書の規則 E-5.5 又は 5.6*に従って、.....
までの延長を容認するものとする。

署名：
(権限を与えられた職員の署名)
場所：
日付：

(必要に応じて、当局の封印又はスタンプ)

規則 E-5.8 適用時の、基準日前倒しのための裏書

条約附属書の規則 E-5.8 に従って、新たな基準日を とする。

署名：
(権限を与えられた職員の署名)
場所：
日付：

(必要に応じて、当局の封印又はスタンプ)

条約附属書の規則 E-5.8 に従って、新たな基準日を とする。

署名：
(権限を与えられた職員の署名)
場所：
日付：

(必要に応じて、当局の封印又はスタンプ)

付録Ⅱ

バラスト水記録簿の様式

船舶バラスト水及び沈殿物の管制及び管理国際条約

期間： から まで

船名
IMO 番号
所有者
総トン数
船籍
全バラスト水容積 (m³)
バラスト水管理計画が船内にある。
バラスト水タンクを示す図表：

1 序論

船舶のバラスト水の管制及び管理のための国際条約の附属書規則 B-2 に従って、個々のバラスト水作業についての記録を保持すること。これには、洋上及び受入施設への排出が含まれる。

2 バラスト水及びバラスト水管理

“バラスト水”とは、船舶の、トリム、傾斜、喫水、安定性又は強度を制御するために、浮遊物質と共に取り入れられた水のことである。バラスト水の管理については、承認されたバラスト水管理計画に従って、機関により策定されたガイドライン³を考慮すること。

3 バラスト水記録簿への記入

次の個々の場合について、バラスト水記録簿に記入すること。

3.1 バラスト水を取り入れた場合

- .1 取り入れ日時、及び港若しくは施設の位置（港又は緯度/経度）、港外の場合その水深
- .2 推定取り入れ量 (m³)
- .3 当該作業責任士官の署名

3.2 バラスト水をバラスト水管理目的で循環又は処理した場合には、常時

³ 機関が決議 A.868(20)により採択した、有害水生生物及び病原体の移動を最小化するための船舶バラスト水管制及び管理ガイドライン参照

- .1 作業日時
- .2 推定循環又は処理水量 (m³)
- .3 バラスト水管理計画に従って実施されたかどうか。
- .4 当該作業責任士官の署名

3.3 バラスト水を海中に排出した場合

- .1 排出日時、及び港若しくは施設の位置 (港又は緯度/経度)
- .2 推定排出量 (m³) + 残存量 (m³)
- .3 排出に先立ち、バラスト水管理計画が履行されたかどうか。
- .4 作業責任士官の署名

3.4 受入施設へのバラスト水排出の場合

- .1 取り入れ日時及び位置 (港又は緯度/経度)
- .2 排出日時及び位置
- .3 港又は施設
- .4 排出又は取り入れ推定量 (m³)
- .5 排出に先立ち、認証されているバラスト水管理計画が履行されたかどうか。
- .6 作業責任士官の署名

3.5 バラスト水の偶発的又は例外的排出

- .1 発生日時
- .2 発生時した港又は船舶位置
- .3 推定バラスト水排出量
- .4 取り入れ、排出、漏出又は紛失の状況、発生理由及び一般的所見
- .5 排出に先立ち、認証されているバラスト水管理計画が履行されたかどうか。

.6 作業責任士官の署名

3.6 追加作業手順及び総論

4 バラスト水量

船上バラスト水量については、m³で推定すること。バラスト水記録簿には、多くのバラスト水推定量への言及が含まれる。バラスト推定量の正確さについては、解釈に任せることが認識されている。

バラスト水作業の記録

バラスト水記録簿ページの見本

バラスト水管理記録簿ページ見本

船名：

識別番号又は符字：

日付	項目 (番号)	作業記録/責任士官の署名

船長署名.....
